

介護保険料が決まりました

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を改定

平成12年4月の介護保険制度開始から3年が経過しました。介護保険事業は、法に基づき3年ごとの見直し義務づけられています。本市では、介護保険の基となる高齢者保健福祉計画を見直す中で、介護保険事業計画をあわせて見直し、平成15年度から19年度までの計画を本年3月に策定しました。

介護保険料など、介護保険事業計画におけるおまな改正点を紹介します。

1 保険料の改定

介護保険料算定にあたっての基準額となる第3段階（市民税が非課税）65歳以上の人の1か月あたりの介護保険料は、**2,800円**に決まりました。

（昨年度までは2,711円）
なお、他の段階の保険料額は、次の方法で計算できます。

- 第1段階Ⅱ第3段階×0.5
（生活保護者または非課税世帯の老齢福祉年金受給者）
- 第2段階Ⅱ第3段階×0.75
（世帯全員が非課税の被保険者）

第3段階（基準額）Ⅱ2,800円
（被保険者本人が非課税）

第4段階Ⅱ第3段階×1.25
（被保険者本人が課税で所得が20万円未満の場合）

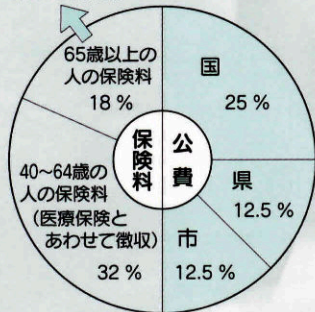
第5段階Ⅱ第3段階×1.5
（被保険者本人が課税で所得が20万円以上の場合）

具体的な徴収月ごとの保険料は3ページ下表をご覧ください。ただし、年度途中で65歳になった場合や、所得・世帯状況の変動などがあった場合は、表の金額とは異なる金額になることがあります。

この保険料額は、介護保険サービスの平成17年度までの総費用を推計し、65歳以上の人の保険料負担分18%（左グラフ参照）について所得状況を加味した被保険者数で平均したものです。

介護保険料の財源

保険料基準額
2,800円/月



2 特別給付（住宅改修）

特別給付とは65歳以上の被保険者の介護保険料だけを財源として行われる介護保険サービです。

今年度から長門市独自の特別給付として、要介護または要支援の認定を受けている被保険者が、介護保険で認められている住宅改修を行う場合に、最大30万円（1割負担が必要）までの上乗せを新設しました。

ただし、すでに昨年度までに高齢者住宅改修補助を受けている場合や介護保険で給付対象外の工事、申請以前に工事を行っている場合などは、特別給付の対象となりません。

3 利用料減免

訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護の利用者のうち、次の6つの条件にすべて該当すれば、本人負